

意見書案第1号

地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書

上記の意見書案を別紙のとおり提出します。

令和4年6月28日

提出者	日進市議会議員	渡邊	明子
〃	日進市議会議員	道家	富好
〃	日進市議会議員	小野田	利信
〃	日進市議会議員	武田	治敏

提出先	総務大臣	殿
	デジタル大臣	殿

意見書案第 1 号

地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書

政府は、令和 2 年に「地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後 5 年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う」ことを閣議決定し、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を制定した。

近年、社会では D X が進み、地方公共団体においても D X の推進が図られている。そこで、国民の命と暮らしを守る安心と希望の総合経済対策において、「地方公共団体情報システムの標準化」が決まり、令和 2 年度、3 年度に、地方公共団体が円滑にシステムを導入するための経費として、約 1 8 2 5 億円を基金として計上した。

国では、2 0 2 2 年夏までに、住民基本台帳や固定資産税など 2 0 業務について、システムの各仕様の策定を行い、地方公共団体は、令和 5 年から令和 7 年にかけて、Gov-Cloud(ガバメントクラウド)の利用に向け標準準拠システムに移行していく予定となっている。

地方公共団体は、新型コロナウイルスの影響で、財政状況も厳しく、深刻な状態となっている。政府においては、システム導入に向けて、地方公共団体の状況を踏まえ、下記の事項を実施するよう要望する。

記

- 1 令和 7 年度までとした移行の目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、標準化に伴う適切な財政支援とそれに伴うシステム変更に必要な財政支援を行うこと。

- 2 システムの標準化に伴う仕様書の丁寧な情報提供を迅速に行うこと。
- 3 情報システムの保守・運用コストなど総合的な支援を検討するとともに、都道府県に対して、市区町村への必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年 月 日

愛知県日進市議会

総務大臣 殿
デジタル大臣 殿